

## 米国における銀行商品サービス抱き合わせ規制と リレーションシップバンキングの展開

月吉 淳

みずほ債権回収株式会社

### 要旨

本報告は、まず、米国における銀行商品・サービスの抱き合わせに関し、その主要法令である1970年改正銀行持株会社法106条における規制について概観し、続き、一般商品・サービスの抱き合わせ判例とその法理を確認した後、同法による規制の重要論点である反競争的行為 (Anticompetitive Practice)、経済力 (Economic Power)、及び反競争的効果 (Anticompetitive Effect) について着意しながら、銀行商品・サービスの抱き合わせ判例を整理し (当該一部について2011年度大会において報告実施)、動向を考察する。

その上で、1970年改正銀行持株会社法106条について、金融市場の転換をもたらした1999年グラムリーチブライリー法 (Gramm Leach Bliley Act) の影響を参照し、議会の要請を受けて2003年に調査公表された規制当局の運用解釈等を参照しつつ、金融業務において総合取引採算確保の観点より重要な業務手法であるリレーションシップバンキングに対する1970年改正銀行持株会社法106条の適用について、実際の市場の動向についての考察を行なう。

なお、本稿及び大会報告の内容に関し、報告者勤務先であるみずほ債権回収株式会社及び関連のみずほフィナンシャルグループとは一切関係のないことについて、念のため、申し添えさせていただきます。

### キーワード:

米国銀行商品サービス、抱き合わせ (tying)、リレーションシップバンキング

### 1. 報告内容

当該研究対象について、全体像 (次頁参考) について概説した後、特に、第三章第三節及び第四節の題名関連部分に焦点を当て、その骨子について報告を行う。

(参考)

序章	研究の課題
第一章	米国1970年改正銀行持株会社法106条の銀行商品・サービスの抱き合わせ規制
序説	銀行の業務範囲の拡大と抱き合わせ規制
第一節	米国銀行の業務拡大に関する法制度
序	
第一款	銀行業務の拡大に関する法制度
第二款	銀行の監督制度
第二節	1970年改正銀行持株会社法106条の抱き合わせ規制
第一款	制定経緯
第二款	立法趣旨
第三款	規制内容
第二章	抱き合わせに関する判例の展開
序説	連邦反トラスト法による抱き合わせ規制
第一款	抱き合わせの違法性判断基準
第一節	一般商品・サービスの抱き合わせ判例
第一款	独占規制を補充する段階
第二款	当然違法原則を見直す段階
第三款	市場分析を取り込む段階
第二節	金融商品・サービスの抱き合わせ判例
第一款	問題の所在と立法経緯
第二款	経済力 (Economic Power) の位置づけ
第三款	判例の推移
第三章	金融商品サービスに関する抱き合わせ規制の展開
序説	問題所在
第一節	1999年グラム・リーチ・ブライリー法の整理
序	
第一款	1970年改正銀行持株会社法106条への示唆
第二款	1970年改正銀行持株会社法106条の変更可能性
第二節	2003年における規制当局の運用解釈等
序	
第一款	連邦準備制度理事会 (FRB:Federal Reserve Board) の運用解釈
第二款	通貨監督庁 (OCC:Office of the Comptroller of the Currency) の報告
第三款	米国会計検査院 (GAO:General Accounting Office) の報告
第四款	司法省 (DOJ:Department of Justice) の規制見直し提言
第三節	リレーションシップバンキングの進展
序	
第一款	リレーションシップバンキングの枠組
第二款	1970年改正銀行持株会社法106条の適用
第四節	金融市場の変化と1970年改正銀行持株会社法106条への影響
第一款	1999年グラム・リーチ・ブライリー法とリレーションシップバンキング
第二款	銀行を囲む金融機関における抱き合わせ規制の展望
結語	1970年改正銀行持株会社法の現代的意義

## 2. 米国におけるリレーションシップバンキングの実際

- (1) リレーションシップバンキングの枠組と1970年改正銀行持株会社法106条の適用
- (2) 銀行商品サービスへの1999年グラム・リーチ・ブライリー法の適用  
～合法bundlingと違法tyingの内容及び境界, 並びにbankとclient間における利益分配と経済合理性
- (3) 特に、銀行業務の変化の著しい1992年～2002年におけるリレーションシップバンキングの市場動向と経験則  
～loan/ debt/equity, pricing/ lending/ underwriting, 並びに universalbank /investmentbank 他の相互関係
  - A. 貸出 (loan) 条件 (pricing, the terms of lending) が供給と需要を通じて受ける影響
  - B. 債券 (debt) と株式 (equity) の発行における引き受け (underwriting) のコスト

## 3. その他（我国における直近の銀行実務への架橋）

- (1) 独占禁止法における抱き合わせと優越的地位濫用の適用  
～米国の合法bundlingと違法tyingの存在と我国の状況
- (2) 2013年3月金融円滑化法終了後の動きと損害金利率のあり方  
～モトリウム結果と約定利率数%に対する損害金利率14%の合理性

以上

## 参考文献（一部のみ）

- Mehrsa Baradaran (2012) 'Reconsidering the Separation of Banking and Commerce' *The George Washington Law Review*, 80 Geo. Wash. L. Rev. 385.
- David R. Kinman (2004) ' II. TYING RSTRICTIONS : Tying: Enhancing Competition Through the Bank Holding Company' *University of North Carolina School of Law Banking Institute*, 8 N.C. Banking Inst. 215.
- Securities Data Corporation`TABLE 1 Summary of DealScan Loan Sample by Lender`~ TABLE24 Revolver Quantity Regression Residual in \$Million`.
- Association for Financial Professional,` 2004 Credit Access Survey`,`2011 Retail Industry Survey:Bank relationship Management`.